

<国内旅行傷害保険>のご案内

この度は、とちのきツアーをご利用いただきまして誠に有難うございます。ご参加お申込みのコースは国内旅行傷害保険がセットされたツアーで、ご旅行に対し国内旅行傷害保険のご案内をさせていただいております。保険金額は旅行期間により異なります。本紙は国内旅行傷害保険の概要等について記載しております。ツアー申込みの際は必ず国内旅行傷害保険パンフレットをあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

<国内旅行傷害保険> の内容

右記は国内旅行傷害保険の補償項目・保険金額(ご契約金額)です。

☆補償期間は旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでとなります。なお、補償期間中であっても住居に帰着した時点で保険責任は終了します。

☆この保険では死亡保険金受取人は、被保険者(補償の対象となる方)の法定相続人となります。

☆この保険は関東ツアーサービス株式会社が保険契約者となり、引受保険会社(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)との間で締結された国内旅行傷害保険一般包括契約です。

国内旅行中の次のような事故のときにこの保険がお役に立ちます。

旅行期間		1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで
保険金額(ご契約金額)	死亡・後遺障害 保険金額	3,169千円	2,100千円	1,860千円
	入院保険金日額	4,500円	2,800円	2,000円
	手術保険金	入院中:入院保険金日額の10倍、入院中以外:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	2,500円	1,800円	1,000円
賠償責任保険金額(免責金額0円)		100,000千円	100,000千円	100,000千円
携行品損害保険金額 (免責金額1事故3,000円)		100千円	100千円	100千円
救援者費用等保険金額		1,000千円	1,000千円	1,000千円



飛行機事故でケガ



ホテルで火災にあいケガ



転んで骨折



バスの事故でケガ



犬にかまれてケガ



カメラを破損



お店の商品を破損

など

(注) 上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

※別紙の「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をあわせてご確認ください。

■ 万一事故にあわれたら

すぐに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

<お問合わせ先> **関東ツアーサービス株式会社 (損害保険取扱代理店)** <引受保険会社> **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**

〒321-0934 宇都宮市築瀬 4-25-5 関東自動車ビル 2 階
TEL. (028) 614-4433

栃木支店 栃木支社 〒320-0821 宇都宮市一条 3-1-19
TEL. (050) 3460-2209

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

国内旅行傷害保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

1 普通保険約款の補償内容

被保険者が国内旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害（ケガといえます）に対して保険金をお支払いします。

(注1) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

(注2) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注3) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注4) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	国内旅行中のケガによる死亡を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額（*）の全額 (注) 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、保険金額（*）からその額を差し引いてお支払いします。 (*）保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（*1） ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（*2） ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫ 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故 ⑬ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、乗用具（*3）を用いて競技等（*4）をしている間（ウ、に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（*4）をしている間」の事故は保険金をお支払いします。） イ、乗用具（*3）を用いて競技等（*4）を行うことを目的とする場所において、競技等（*4）に準ずる方法・態様により、乗用具（*3）を使用している間（ウ、に該当しない「道路上で競技等（*4）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。） ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（*4）をしている間 または競技等（*4）に準ずる方法・態様による自動車等を使用している間 ⑭ むちうち症・腰痛等医学的他覚所見のないもの（*5） など (*1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。 (*2) 天災危険補償特約がセットされた場合、保険金をお支払いの対象となります。 (*3) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等を含みます。 (*4) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。 (*5) 医学的他覚所見のないものは、脳波所見、理学検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
後遺障害保険金	国内旅行中のケガによる後遺障害を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	保険金額（*） × 約定所定の保険金支払割合（4%～100%） (注) 保険期間を通じ、合算して保険金額（*）が限度となります。 (*）保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（*1） ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（*2）。ただし、宿泊施設の客室（*3）に与えた損害は、お支払いの対象となります。 ⑦ 被保険者と同居する親族（*4）および旅行行程（*5）を同じくする親族（*4）に対する損害賠償責任 ⑧ 航空機、船舶・車両（原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力のものを含みません。）、銃器（空気銃を含みません。）、所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (*1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。 (*2) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りた物であった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。 (*3) 客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイトポックスのキーおよびルームキーを含みます。 (*4) 親族とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。 ※配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なり、程度の異なる実質を備える状態にある方を含みます。 (*5) 旅行行程とは、ご出発（参加日）の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。
入院保険金	国内旅行中のケガによる入院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院保険金日額 × 入院日数 (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の競争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（*1） ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（*2） ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫ 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故 ⑬ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、乗用具（*3）を用いて競技等（*4）をしている間（ウ、に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（*4）をしている間」の事故は保険金をお支払いします。） イ、乗用具（*3）を用いて競技等（*4）を行うことを目的とする場所において、競技等（*4）に準ずる方法・態様により、乗用具（*3）を使用している間（ウ、に該当しない「道路上で競技等（*4）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。） ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（*4）をしている間 または競技等（*4）に準ずる方法・態様による自動車等を使用している間 ⑭ むちうち症・腰痛等医学的他覚所見のないもの（*5） など (*1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。 (*2) 天災危険補償特約がセットされた場合、保険金をお支払いの対象となります。 (*3) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等を含みます。 (*4) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。 (*5) 医学的他覚所見のないものは、脳波所見、理学検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
手術保険金	国内旅行中のケガによる手術を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術（*1）を受けた場合 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象なりません。 ・劇痛処理 ・皮膚切開術 ・デブリドマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療（*2）に該当する診療行為（*3） (*2) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります）。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および施設等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。 (*3) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等る直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 (注1) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 (注2) 1事故につき、1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（*1） ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（*2）。ただし、宿泊施設の客室（*3）に与えた損害は、お支払いの対象となります。 ⑦ 被保険者と同居する親族（*4）および旅行行程（*5）を同じくする親族（*4）に対する損害賠償責任 ⑧ 航空機、船舶・車両（原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力のものを含みません。）、銃器（空気銃を含みません。）、所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (*1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。 (*2) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りた物であった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。 (*3) 客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイトポックスのキーおよびルームキーを含みます。 (*4) 親族とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。 ※配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なり、程度の異なる実質を備える状態にある方を含みます。 (*5) 旅行行程とは、ご出発（参加日）の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
通院保険金	国内旅行中のケガによる通院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（*）した場合 (*）通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることを行い、オンライン診療による診療を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。	通院保険金日額 × 通院日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 (注2) 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等（*）を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。 (*）ギプス等とは、ギプス、ギプスシース、ギプスシャーシ、シースその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、助（ろう）骨固定帯、リポーター等を含みません。	次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（*1） ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（*2）。ただし、宿泊施設の客室（*3）に与えた損害は、お支払いの対象となります。 ⑦ 被保険者と同居する親族（*4）および旅行行程（*5）を同じくする親族（*4）に対する損害賠償責任 ⑧ 航空機、船舶・車両（原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力のものを含みません。）、銃器（空気銃を含みません。）、所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (*1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。 (*2) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りた物であった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。 (*3) 客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイトポックスのキーおよびルームキーを含みます。 (*4) 親族とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。 ※配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なり、程度の異なる実質を備える状態にある方を含みます。 (*5) 旅行行程とは、ご出発（参加日）の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

2 その他の費用等に関する主な特約の補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	被保険者が国内旅行中の偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 (注) 被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とします。ただし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の国内旅行中の行為により発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、その親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">免責金額（*） (0円)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 </div>	次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（*1） ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（*2）。ただし、宿泊施設の客室（*3）に与えた損害は、お支払いの対象となります。 ⑦ 被保険者と同居する親族（*4）および旅行行程（*5）を同じくする親族（*4）に対する損害賠償責任 ⑧ 航空機、船舶・車両（原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力のものを含みません。）、銃器（空気銃を含みません。）、所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (*1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。 (*2) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りた物であった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。 (*3) 客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイトポックスのキーおよびルームキーを含みます。 (*4) 親族とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。 ※配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なり、程度の異なる実質を備える状態にある方を含みます。 (*5) 旅行行程とは、ご出発（参加日）の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。
賠償責任補償特約	被保険者が賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任を負担することによって発生した損害に限り、賠償責任保険金額が限度となります。 (注1) 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ① 被保険者負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ② 損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することと同意しない場合 ③ 正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合	(*1) 賠償責任保険金額とは、支払保険金の計算にあたっては損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (注1) 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ① 被保険者負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ② 損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することと同意しない場合 ③ 正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合	次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（*1） ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（*2）。ただし、宿泊施設の客室（*3）に与えた損害は、お支払いの対象となります。 ⑦ 被保険者と同居する親族（*4）および旅行行程（*5）を同じくする親族（*4）に対する損害賠償責任 ⑧ 航空機、船舶・車両（原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力のものを含みません。）、銃器（空気銃を含みません。）、所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など (*1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。 (*2) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りた物であった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。 (*3) 客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイトポックスのキーおよびルームキーを含みます。 (*4) 親族とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。 ※配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なり、程度の異なる実質を備える状態にある方を含みます。 (*5) 旅行行程とは、ご出発（参加日）の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害保険金 (携行品損害補償特約)	国内旅行中の偶然な事故により、被保険者が携行している身の回り品(*)に損害が発生した場合 (*)身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、下記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 <補償対象外となる主な携行品> ①株券、手形、定期券、有価証券(乗車券等、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手 ②預金証書・貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー ③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書(運転免許証および(スポーツを含みます。))、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状(印章は補償の対象となります。) ④船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車等およびこれらの付属品 ⑤義歯、義肢、コンタクトレンズ ⑥動物、植物 ⑦テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ(市販されていないものをいいます。) など	損害の額 - 免責金額(*) (3,000円) (*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (注1) 損害の額は、修理費用または時価額(*)のいずれか低い方が限度となります。 (*1) 時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額(*2)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。 (*2) 再調達価額は、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注3) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)または通貨もしくは小切手については1回の事故につき合計5万円が限度となります。 (注4) 損害による価値の下落(格落損)は損害の額には含めません。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気等を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い等 ④携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または携行品の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑤偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ⑥携行品である液体の流出。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ⑦携行品の置き忘れまたは紛失 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*) ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 左記の(補償対象外となる主な携行品)に損害が発生した場合についても保険金をお支払いできません。 など (*) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動車セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
救護者費用等保険金 (救護者費用等補償特約)	救護対象者(*)が国内旅行中に次のいずれかに該当し、被保険者(**)が捜索救助費用等を負担した場合 ①救護対象者(*)が搭乗してはいる航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救護対象者(*)の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③救護対象者(*)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合 (*1) 救護対象者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。 (*2) この特約の被保険者は、保険契約者、救護対象者および救護対象者の親族(*3)となります。 (*3) 親族とは、6親等内の血族、配偶者(*4)および3親等内の姻族をいいます。 (*4) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならぬ程度の実質を備える状態にある方を含みます。	救護者費用等の額 (注1) 救護者費用等の額は、被保険者が負担した次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア、遭難した救護対象者を捜索、救助または移送する活動に要した費用(*1) イ、救護者(*)2までの現地(*3)までの1往復分の交通費(救護者(*)2名分まで)(*4) ウ、救護者(*)2の現地(*3)および現地(*3)までの行程での宿泊料(救護者2名分かつ1名につき14日分まで)(*4) エ、死亡したまたは治療を継続中の救護対象者を現地(*3)から移送する費用 オ、諸雑費(救護者(*)2または救護対象者が現地(*3)において支出した交通費・通信費等をいい、3万円が限度となります。) (*1) 山岳登山中の遭難に伴う捜索、救出または移送に要した費用については、別途遭難捜索費用補償特約をセットした場合にお支払いの対象となります。 (*2) 救護者とは、救護対象者の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地(*3)へ赴く救護対象者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (*3) 現地とは、事故発生地または救護対象者の収容地をいいます。 (*4) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の2の場合において救護対象者の生死が判明した後または救護対象者の緊急な捜索もしくは救護活動が終了した後(現地(*3)に赴く救護者(*)2)にかかる費用は含みません。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救護者費用等保険金額が限度となります。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、救護対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②救護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③救護対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気等を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④救護対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤救護対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救護対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦救護対象者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*) ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫うち2症・腰痛等医学的他覚所見のないもの(*2) ⑬救護対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、乗用具(*3)を用いて競技等(*4)をしている間(ウ、に該当しない)自動車等を用いて道路上で競技等(*4)をしている間)の事故は保険金をお支払いしません。 イ、乗用具(*3)を用いて競技等(*4)を行うことを目的とする場所において、競技等(*4)に準ずる方法・態様により乗用具(*3)を使用している間(ウ、に該当しない)道路上で競技等(*4)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間)の事故は保険金をお支払いしません。 ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*4)をしている間または競技等(*4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 など (*1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動車セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金をお支払いの対象となります。 (*2) 医学的他覚所見のないものとは、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*3) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (*4) 競技等とは、競技、競争、闘争(これらのための練習を含みます。)、または比勝戦(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。